

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人の拉致事件は、我が国の主権及び日本国民の生命・安全に関わる重大な問題で、許し難い国家的な犯罪であり、一日も早い全面的な解決が求められる。

北朝鮮が日本人拉致を認めた平成14（2002）年の日朝首脳会談から15年を経ているが、この間、北朝鮮は、拉致問題に関して極めて不誠実な対応をとり続けており、解決に向けた具体的な進展が見られぬまま、多数の日本人拉致被害者は今も不法に抑留され続け、帰国を待つその家族の忍耐は、もはや限界を超えている。

このような状況の中、本年6月12日にシンガポールで行われた史上初の米朝首脳会談において、トランプ大統領によって日本人拉致問題が提起された。そして、6月18日に安倍首相は、国会において、これから日本が北朝鮮と直接向き合って拉致問題を解決していくとの決意を明らかにしている。

しかしながら、問題解決への期待が高まったものの、それ以降の進展はなく、解決への道筋はいまだ見えていない。米朝会談から約3か月半が経過した9月23日、拉致被害者の家族会や支援団体などが大規模な国民集会を開き、家族は、「今が正念場でこれだけは解決を」「帰国実現だけに焦点を当てて着実な進展を期待する」など、強い口調で訴えている。拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって、国におかれては、米朝首脳会談を契機とした安倍首相の決意のもと、米国及び関係各国との緊密な連携を強め、日朝平壤宣言の精神に立って全ての日本人拉致被害者帰国の実現を最優先の課題として、本問題の全面的解決に全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

大阪府三島郡島本町議会